

平成26年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年8月22日（金）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 酒井委員長，角田副委員長
板倉，井上，大芝，奥田，奥乃，越，佐藤，鈴木，高戸，田中，中原，中村，
西出，松尾，毛利，吉川の各委員
(機構側出席者)
野上機構長，岡本理事，山田理事，武市研究開発部長
宮崎准教授，森准教授，六車特任教授
小新管理部長，斉野学位審査課長
- 4 平成26年度学位審査会（第1回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について
平成26年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与の審査に関して，学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。
その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。
これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり申請者316人のうち，276人が「合格」，40人が「不合格」と判定された。
ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者12人については，現時点では合格見込みであるため，単位の修得結果を確認した上で最終的な合否を判定することとされた。
 - (2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について
平成26年3月の認定課程修了者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した審査会判定案についての説明があった。
その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。
これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり防衛大学校理工学研究科前期課程修了者66人，同大学校総合安全保障研究科前期課程修了者2人，独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者8人，及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者3人の合計79人が「合格」と判定された。
 - (3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
平成26年3月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料4-1及び4-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した審査会判定案に

ついて説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科後期課程修了者 5 人、及び同大学校総合安全保障研究科後期課程修了者 3 人の合計 8 人が「合格」と判定された。

なお、判定を保留された防衛大学校理工学研究科後期課程申請者 1 人、及び同大学校総合安全保障研究科後期課程申請者 1 人については、関係専門委員会・部会において引き続き審査を行うこととされた。

(4) 平成26年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

平成26年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学及び高等専門学校の認定専攻科に関して、学位審査課長から、資料 5 に基づき、機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託、及び教育課程・教員組織等の審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後、審議が行われた結果、機構長からの付託を受け、原案のとおり教育課程・教育組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(5) 短期大学及び高等専門学校の認定専攻科の特例適用認定に係る審査について

学位審査課長から、資料 6-1 に基づき、平成 26 年 5 月に受け付けた短期大学の専攻科 16 校 19 専攻及び高等専門学校の専攻科 56 校 122 専攻からの学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出と審査の付託、審査を担当する専門委員会・部会の案について説明の後、機構長から学位審査会に、適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

引き続き、学位審査課長から、資料 6-2 及び 6-3 に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明の後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、申出のあった専攻のうち 37 校 49 専攻（短期大学 7 校 7 専攻、高等専門学校 30 校 42 専攻）が「可」、その他の専攻については「判定留保」として了承された。

また、学位審査課長から、今後のスケジュールについて説明の後、特例の適用認定の申出のあった認定専攻科から補正審査の申出があった場合は、該当する各専門委員会・部会において補正審査を行うことが了承された。

なお、酒井委員長から、補正審査に向けて、複数の専攻の区分に関わる複合分野への対応に関し、工学分野に係る学位審査会専門委員会・部会主査連絡会を開催してはどうかとの提案があり、提案どおり了承された。

以 上